

民間建設工事標準請負契約約款（乙）

（平成22年7月26日）
中央建設業審議会決定

改正 平成29年7月25日
令和元年12月13日

〔注〕 この約款（乙）は、個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約についての標準約款です。

約 款 目 次

第 一 条	総 則	1
第 二 条	請負代金内訳書及び工程表	1
第 三 条	一括委任又は一括下請負の禁止	1
第 四 条	権利義務の承継等	1
第 五 条	監 理 者	1
第 六 条	履 行 報 告	2
第 七 条	工事材料及び建築設備の機器等	2
第 八 条	発注者の立会い及び工事記録の整備	2
第 九 条	設計、施工条件の疑義、相違等	3
第 十 条	適合しない施工	3
第 十 一 条	損 害 の 防 止	3
第 十 二 条	第三者の損害	3
第 十 三 条	施工一般の損害	3
第 十 四 条	危 険 負 担	4
第 十 五 条	損 害 保 険	4
第 十 六 条	完成及び検査	4
第 十 七 条	法 定 検 査	4
第 十 八 条	請求、支払い	5
第 十 九 条	著しく短い工期の禁止	5
第 二 十 条	工 事 の 変 更	5
第 二 十 一 条	工 期 の 変 更	5
第 二 十 二 条	請負代金の変更	5
第 二 十 三 条	契約不適合責任	5
第 二 十 四 条	発注者の中止権及び任意解除権	5
第 二 十 五 条	発注者の中止権及び催告による解除権	6
第 二 十 六 条	発注者の催告によらない解除権	6
第 二 十 七 条	発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	6
第 二 十 八 条	受注者の中止権	6
第 二 十 九 条	受注者の催告による解除権	6
第 三 十 条	受注者の催告によらない解除権	7
第 三 十 一 条	受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	7
第 三 十 二 条	解除に伴う措置	7
第 三 十 三 条	発注者の損害賠償請求等	7
第 三 十 四 条	受注者の損害賠償請求等	7
第 三 十 五 条	契約不適合責任期間等	8
第 三 十 六 条	紛 争 の 解 決	8
第 三 十 七 条	情報通信の技術を利用する方法	8
第 三 十 八 条	補 則	8

◎注 意

契約約款「第四条（権利義務の承継等）」及び「第十四条（危険負担）」並びに「第三十六条（紛争の解決）」は、(A)、(B)、(C)等複数の規定が掲げられていますが、当事者において適当とする規定を選択し、その他を二重線で消し「第〇条（A）削除」等と記入の上、発注者、受注者双方が、契約書に捺印した印鑑で訂正印を押印してください。

〔 本約款は、中央建設業審議会によって作成されている民間建設工事標準請負契約約款（乙）に準拠したものです。 〕

取 入
印 紙

民間建設工事請負契約書

発注者 _____ と

受注者 _____ とは

この契約書、民間建設工事標準請負契約約款（乙）（平成二十二年七月二十六日中央建設業審議会決定）と、添付の図面 _____ 枚、仕様書 _____ 冊とによって、工事請負契約を締結する。

一、工 事 名 _____

二、工事場所 _____

三、工 期 着 手 契約の日から _____ 日以内 完 成 着手の日から _____ 日以内
工事許・認可 _____ 日以内 _____ 年 _____ 月 _____ 日
の日から _____ 年 _____ 月 _____ 日 引 渡 _____ 年 _____ 月 _____ 日

四、工事を施工しない日^(註1)
又は工事を施工しない時間帯 _____

五、請負代金額^(註2) _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____)

六、支払方法^(註3) 発注者は請負代金を現金払又は銀行振込の方法により次のように受注者に支払う。
この契約成立のとき
部 分 払 { 第一回 _____
第二回 _____
完成引渡しするとき _____

七、調 停 人^(註4) _____

八、瑕疵担保責任の履行に関する措置

① 住宅建設瑕疵担保責任保険の加入状況^(註5)
保険法人の名称 _____
保 険 金 額 _____
保 険 期 間 _____

② その他の措置の内容^(註6) _____

九、そ の 他^(註7) _____

この契約の証として本書二通を作り、発注者及び受注者並びに保証人が記名押印して発注者及び受注者が各一通を保有する。

年 月 日

住 所 _____

発 注 者 _____ 印

住 所 _____

同 保 証 人 _____ 印

(保証人を立てる場合に記載する)

保証の極度額^(註8) _____

住 所 _____

受 注 者 _____ 印

住 所 _____

同 保 証 人 _____ 印

(保証人を立てる場合に記載する)

保証の極度額^(註9) _____

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第八項で定める工事監理並びに同法第十八条第二項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。）を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監 理 者 _____ 印

- [注1] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
- [注2] 「」の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。
- [注3] 点線の部分には、例えば、
「この契約成立のとき」一割
部分払、第一回 三割
第二回 三割（又は四割）
完成引渡しするとき 三割（又は三割）」と記述する。
- [注4] 発注者及び受注者が調停人を定めない場合には、削除する。
- [注5] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結しない場合は、削除する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。
- [注6] ①の住宅建設瑕疵担保責任保険以外の保険に加入している場合の措置の内容を記入する。
- [注7] この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。なお、ここに書ききれない場合には、「添付別紙のとおり」と記入のうえ、本契約書と一体化して綴り、刷印を押印する。
- [注8] 保証人の付する保証が民法第四百六十五条の二第一項に規定する根保証である場合は保証の極度額を記載しない場合は無効となる。根保証でない場合は、保証の極度額の欄は削除する。
保証人（法人を除く。以下この文において同じ。）を立てる場合は保証人に対して民法第四百六十五条の十第一項に規定する情報提供義務が発生することに留意すること。
- [注9] 戸建て住宅又は長屋の新築工事など共同住宅の新築工事以外の工事については、「ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とのただし書きを追記することができる。
- [注10] 承諾を行う場合としては、たとえば、受注者が第十六条第一項又は第二項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成十一年一月二十八日建設省経団協第八号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。
- [注11] 承諾を行う場合としては、たとえば、受注者が第十六条第一項又は第二項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合が該当する。
- [注12] (A)、(B)又は(C)を選択して使用する。
- [注13] 第一項第一号は第四条（B）を選択した場合に使用する。（A）を選択した場合は削除する。
- [注14] 第一項第二号は第四条（B）を選択した場合に使用する。（A）を選択した場合は削除する。
- [注15] 第八項は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。
- [注16] 第二項及び第四項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。
- [注17] (B)は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。